第三十三類・第三十四類	［略］
第三十五類	一～十一　［略］ 十二　広告用具の貸与　自動販売機の貸与　複写機の貸与 十三～三十二　［略］
第三十六類～第四十類	［略］
第四十一類	一～十四　［略］ 十五　運動用具の貸与　映画機械器具の貸与　映写フィルムの貸与　おもちゃの貸与　楽器の貸与　カメラの貸与　書画の貸与　テレビジョン受信機の貸与　図書の貸与　ネガフィルムの貸与　ポジフィルムの貸与　ラジオ受信機の貸与　レコード又は録音済み磁気テープの貸与　録画済み磁気テープの貸与　遊園地用機械器具の貸与　遊戯用器具の貸与 十六　［略］
第四十二類～第四十五類	［略］

第三十三類・第三十四類	［略］
第三十五類	一～十一　［略］ 十二　広告用具の貸与　タイプライター、複写機及びワードプロセッサの貸与　自動販売機の貸与 十三～三十二　［略］
第三十六類～第四十類	［略］
第四十一類	一～十四　［略］ 十五　運動用具の貸与　映画機械器具の貸与　映写フィルムの貸与　おもちゃの貸与　楽器の貸与　カメラの貸与　光学機械器具の貸与　書画の貸与　テレビジョン受信機の貸与　図書の貸与　ネガフィルムの貸与　ポジフィルムの貸与　ラジオ受信機の貸与　レコード又は録音済み磁気テープの貸与　録画済み磁気テープの貸与　遊園地用機械器具の貸与　遊戯用器具の貸与 十六　［略］
第四十二類～第四十五類	［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした商標登録出願及び防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、なお従前の例による。

○国土交通省令第九十二号

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月八日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

独立行政法人都市再生機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人都市再生機構に関する省令（平成十六年国土交通省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第三章　業務方法書の記載事項	**第三章**　業務方法書の記載事項
第四条　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第四条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一～二十五　（略）	一～二十五　（略）
二十六　法第十一条第二項第九号に規定する空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第二十条に規定する業務に関する事項	（新設）
二十七　法第十一条第二項第十号に規定する海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第六条に規定する業務に関する事項	二十六　法第十一条第二項第九号に規定する海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第六条に規定する業務に関する事項
二十八　法第十一条第三項第一号に規定する建築物の敷地の整備又は宅地の造成及び整備した敷地又は造成した宅地の管理に関する事項	二十七　法第十一条第三項第一号に規定する建築物の敷地の整備又は宅地の造成及び整備した敷地又は造成した宅地の管理に関する事項
二十九　法第十一条第三項第二号に規定する住宅の建設及び管理に関する事項	二十八　法第十一条第三項第二号に規定する住宅の建設及び管理に関する事項
三十　法第十一条第三項第三号に規定する公共の用に供する施設の整備に関する事項	二十九　法第十一条第三項第三号に規定する公共の用に供する施設の整備に関する事項
三十一　法第十一条第三項第四号に規定する施設の建設又は整備及び管理に関する事項	三十　法第十一条第三項第四号に規定する施設の建設又は整備及び管理に関する事項
三十二　法第十一条第三項第五号に規定する調査、調整及び技術の提供に関する事項	三十一　法第十一条第三項第五号に規定する調査、調整及び技術の提供に関する事項